

論文

高麗・朝鮮時代の僧軍と花郎道精神について

The Appearance of Bushido of Silla in the Joseon Dynasty

西中 研二 (Kenji NISHINAKA)

大邱韓医科大学校花郎精神文化研究所 客員研究員

国のために死ぬことを恐れない新羅時代の武士道精神が『三国史記』『三国遺事』『東國通鑑』『破閑集』『芝峰類説』などによって書きつながれて、現在まで伝えられているということは周知の事実である。しかし韓国の朴正熙元大統領は、文禄慶長の役時に活躍した李舜臣將軍や西山大師を民衆の中から突然現れた新羅武士の再来であり、花郎の再来であると国内外で語っている。しかし一般民衆が武士道精神を継承することは不可能であり、朴正熙の説には若干疑義がある。本論文は、朝鮮半島の仏教が国を救う護国仏教であるという観点から、新羅時代の武士道精神が高麗時代の仏教文化の中でどのように継承され、また崇儒抑仏政策の朝鮮時代を文禄慶長の役までどのように生き残ったかを詳細に調べ、朴正熙のいう「西山大師花郎説」を検証しようとするものである。

It is a well-known fact that Bushido of Silla is a brave and faithful sprit who is not afraid to die for the sake of country, and it has been reported up to now by being handed down in the *Samguk sagi*, *Samguk yusa*, *Dongguk tonggam*, *Pahanjib*, and *Jibong yusekl*. President Park Chung-hee said domestically and abroad that Admiral Yi Sun-sin and Saint Seosan were the reincarnation of samurai in Silla and that the *Hwarang* appeared suddenly from among the people. However it is impossible that the people inherited the Bushido. There are some questions as to the logic of President Park. From the viewpoint of Buddhism in the Korean Peninsula as a way to save the country, this paper tries to validate the “Seosan Hwarang logic” of President Park by examining in detail how Silla Bushido was inherited in the Goryeo Buddhist culture and how Silla Bushido survived until the war of Bunroku and Keityo in the Joseon Dynasty to maintain a policy of oppression Buddhism to protect Confucianism.

キーワード：朴正熙 西山大師 新羅武士道 花郎

Keywords: Pak Chung-hee, Saint Seosan, Silla Bushido, Hwarang

はじめに

朴正熙は、「国力とは、国防力・経済力・精神力の三要素が総合されたものであり、経済力の発展だけでは国力の向上は得られない」という。また「人間の精神力が究極的には物理的な力を支配するという平凡な真理は、今に於いても不動の真理である。苦難と試練は人間を玉にする」と述べている。そして朴正熙は、この精神力の根源は、新羅時代に圓光法師が作った尽忠報国・勇壮義烈な戦士の基本的精神である花郎道精神にあると考えている。しかしここで問題となる点は、この花郎道精神が「李朝に入って支配層の束手無策にも関わらず、国難のたびに民衆の中から忽然と湧き出てきた。(中略)西山大師と四溟堂が僧兵を指揮したといわれるが、その時訓示した内容が花郎五戒であるところからみて、僧兵も恐らくは花郎国仙であったことがわかる」と³と述べていることである。

この点について鄭在景は「西山大師、四溟堂が僧兵を指揮したときの訓示内容が花郎五戒であるこ

¹ 1979年第35期陸軍士官学校論示。

² 1969年第25期陸軍士官学校論示。

³ 朴正熙『우리 민족의 나갈 길』(東亞出版社、1962年) 103-104頁。

とは再論の余地がない⁴』と言いきっている。しかし新羅時代の花郎道精神が、文祿慶長の役時に忽然と湧き出てきたとか、あるいは西山大師の訓示内容が圓光法師の世俗五戒であったとかということが、再論の余地のないほど、確証があるとすれば、筆者がこれから考察しようとするこの意味はないのである。しかし浅学非才な筆者の努力が足りないためか、西山大師が各寺院に出したという“檄文”や自願してきた僧兵に言ったという“訓示内容”を未だ発見することができず、またそれらを発見したという先行論文にも接することができていないのが現状である。

本稿は、「韓半島の仏教は護国仏教であった」という観点に立って、新羅の圓光法師が作った花郎道精神がどのようにして朝鮮西山大師まで継承されたかを追究しようとするものである。

I. 花郎徒と彌勒信仰

1. 彌勒經典

彌勒三十七經典といわれる中で中心をなす經典が以下の「彌勒六部經」である。

- ①「仏説觀彌勒菩薩上生兜率天經」北涼・沮渠京声訳(455年)
- ②「仏説彌勒下生經」西晋・竺法護訳
- ③「彌勒下生經」後秦・鳩摩羅什訳(401年)
- ④「仏説彌勒下生成仏經」唐・義浄訳(703年)
- ⑤「彌勒成仏經」後秦・鳩摩羅什訳(401年)
- ⑥「仏説彌勒來時經」(略して「來時經」)失訳人名

松本文三郎は、「竺法護訳の『仏説彌勒下生經』は、竺法護訳とは疑わしく、義浄訳の『仏説彌勒下生成仏經』と『仏説彌勒來時經』は、鳩摩羅什の『彌勒下生經』と同じ本であり除外する。鳩摩羅什の『彌勒下生經』は、『彌勒成仏經』の要点を取り出した抄本である。したがって重要なものは、『仏説觀彌勒菩薩上生兜率天經』(以下『彌勒上生經』と略す)と『彌勒成仏經』及びその抄本である『彌勒下生經』であり、これらを彌勒三部經という⁵と解説している。

2. 彌勒信仰

(1) 彌勒下生

彌勒は、妙梵と梵摩波提というバラモンの夫婦を父母としてこの世に生を受ける。成長した彌勒は、世間の人々が五欲の憂いに悩んでいるのを見て出家し、道を学び龍華菩提樹の下に坐し悟りを開いた。彌勒は、大勢の人々が溢れている華林園にお出でになる。最初の説法で九十六億人が阿羅漢の悟りを得、第二回目の説法で九十四億人、第三回目の説法で九十二億人が悟りを得た。

彌勒信仰における浄土には、『彌勒上生經』に描かれている兜率天という天上の浄土と、『彌勒下生經』に描かれている彌勒が下生するとき出現する閻浮堤の浄土とがある。ただし彌勒の下生は、釈迦入寂後56億余年という未来である。しかし56億年という時間的觀念を無視して「今こそ彌勒下生のとき」とすれば、彌勒信仰は、死後の往生を待たずとも、この地上に現世の浄土を実現できるといって極めて現世的な信仰となる。また死後においても、彌勒が下生するとき彌勒と共に閻浮堤、すなわち現世に再び立ち戻れるということも彌勒信仰の魅力となっている。

(2) 花郎徒と彌勒信仰

『三國史記』『三國遺事』に記載のある花郎及び花郎徒の彌勒説話を国王別・在位別に一覧性を持たせたのが表1である。特徴的なことは、眞智王から眞徳王まで各代必ず花郎の彌勒説話があるが、眞徳王から景德王まで、6代100年に亘り彌勒説話がないことである。花郎の彌勒説話も三國統一後の平和な時代の到来と共に衰退していった尽忠報国・勇壮義烈な戦士養成機関である花郎制度と同じような傾向を辿っていることがわかる。

表2は、彌勒經典の年代別註釈書一覧である。八百谷孝保によれば「彌勒經典に関する末疏は、支那において多く見出される所であるが、朝鮮新羅においてもまた相當に存する。元暁(617-686)の『彌勒上生經宗要』一卷、義寂(625-702)の『彌勒上生經料簡』一卷、太賢の『彌勒上生經古述記』一卷、『彌勒下生古述記』一卷、『彌勒成仏經古述記』一卷、曠興の『彌勒經述贊』三卷、『彌勒經逐義述文』四卷等がある」としている⁶。新羅時代の彌勒經研究の一端を窺い知ることができる。特に元暁

⁴ 鄭在景『朴正熙思想序説』(集文堂、1997年)304頁。

⁵ 松本文三郎『彌勒浄土論・極楽浄土論』(平凡社、2006年)30-53頁。

⁶ 八百谷孝保「新羅社会と浄土教」(大塚史學會『史潮』35号、1937年)148頁。

表1. 国王別彌勒説話

王名	在位	花郎徒彌勒説話
眞智王	576-579	遺事・塔像「彌勒仙花」
眞平王	579-632	史記・列伝「金庾信 上」
善徳王	632-647	遺事・塔像「生義寺石彌勒」
〃	632-647	遺事・神呪「密本摧邪」
眞徳王	647-654	遺事・紀異「竹旨郎」
景德王	742-765	遺事・感通「月明師兜率天」
景德王	742-765	遺事・紀異「忠談師」

表2. 彌勒經典の注釈書

僧名	年代	著書	備考
元曉	617-686	『彌勒上生經宗要』	還俗、浄土教普及に尽力
義寂	625-702	『彌勒上生經料簡』	661-671入唐
憬興	神文王代 (681-691)	『彌勒經述贊』 『彌勒經逐義述文』	
太賢	8世紀中葉	『彌勒上生經古述記』	
		『彌勒下生古述記』	
		『彌勒成仏經古述記』	

と義寂、憬興は、三国統一時期前後に活躍しており、彌勒經の布教に寄与したと思われる。

3. 新羅の護国仏教

新羅の護国仏教の象徴は、隣国の外寇が絶えないことを懸念した善徳王が、百濟より工匠を呼んで645年に創建した皇龍寺の九層塔であろう。『三国遺事』卷三塔像 第四皇龍寺九層塔によれば「一階は日本、二階は中華、三階は呉越、四階は托羅、五階は鷹遊、六階は靺鞨、七階は丹國、八階は女狄、九階は穢貊である」とある。しかし645年時点では存在しない国も記載されているが、『三国遺事』は、13世紀末に執筆されており、若干の誤謬は致し方ないことであろう。

また『仁王經』が護国安民の最勝法文として偏重され、仁王会が行われるようになった。仁王会は、百の仏像・百の羅漢・百の菩薩像・百の獅子座を置いて、百人の法師が『仁王經』を誦経し内乱・外敵の排除、国家の安泰、病氣快癒、消災などを祈願するものである。仁王会は、仁王道場・百座会・百高座・百座仁王道場などとも称されている。新羅時代の仁王会は「眞興王12年、はじめて百座講会と八閤会を設置した」とあるように551年に始まる。以後、眞平王35年(613)秋7月(説教)、善徳王5年(636)3月(王の病)、恵恭王15年(779)春3月(地震)、憲康王2年(876)春2月(説教)、憲康王12年(886)6月(王の病)、定康王2年(887)春正月(説教)、眞聖王元年(887)(説教)など病氣快癒祈願及び経文講義で開催されており、外敵排除・国家安泰などでは行われていない。

以上新羅における仏教、就中彌勒信仰と花郎制度の関係について概観してきたが、次節からは花郎制度を基盤とする新羅の護国仏教の精神が、高麗時代以降どのような形で軍制に取り入れられたかについて見ていきたい。

II. 高麗時代の軍制と僧軍

1. 高麗の軍編成

高麗軍制史は、『高麗史』兵志の序に「高麗の太祖が三韓を統一してはじめて六衛を置いた。衛には三十八領があり、員数は各々千人。これは唐の府兵制度を擬したものである。また肅宗代(1095-1105)に至り、東女真が侵入したので別武班を設置し、散官胥吏から商人・賤隷・僧侶に至るまで全て召募した。これは十分に成果があった。毅宗(1146-1170)・明宗(1170-1197)以後は、権臣たちが国命を握ったので兵権が下に移され、優秀な将と勇敢な士卒が私家に所属し、国に寇賊が蔓延しても朝廷には一旅の軍士もなかった」と記載されている。これによれば高麗の軍制史は、府兵時代・召募時代・私兵時代の三時代に区分されている。

(1) 府兵時代

『高麗史』百官志に「太祖2年に六衛を設置し、穆宗五年に六衛職員を置き、その後鷹揚軍・龍虎軍の二軍を六衛の上に置いた」とある。この完成された組織図は、『高麗史』兵志に以下の通り記載されている¹⁰。

太祖・王建は、建国後まず自分の兵士に田柴科軍人田を支給して六衛として、のちに二軍を造り宮城の警備と王室の警護を担当させた。

4代光宗(949-975)は、956年奴婢になっていた良民農民を、元の身分に戻す「奴婢按檢法」を制定

⁷ 『三国史記』卷四十四、居柒夫の条。

⁸ 『高麗史』卷81志卷第三十五、兵一、序。

⁹ 『高麗史』卷77卷第三十一、百官志二、西班牙。

¹⁰ 『高麗史』卷81志卷第三十五、兵一、兵制。

表3. 二軍六衛組織図 ()内は筆者注

*二軍～鷹揚軍一領、龍虎軍二領。	-- ----	(王室身边警護と宮城内警備)
*六衛～左右衛 保勝十領、精勇三領。	-----	} (都城巡検・外国使節送迎)
神虎衛 保勝五領、精勇二領。	-----	
興威衛 保勝七領、精勇五領。	-----	
金吾衛 精勇六領、役領一領。	-----	
千牛衛 常領一領、海領一領。	-- ----	} (特殊儀仗・宮城内警備)
監門衛 一領。	-----	

し、地方豪族の経済基盤の脆弱化を企図した。また958年には「科挙制度」を制定し、国王中心の専制政治の確立を図った。6代成宗(981-997)は、12牧の設置など地方行政組織改正に着手し地方への中央行政権限の浸透を図った。成宗は、豪族の私兵を国家の公兵として転換させるために六衛制度を再編定着させた。すなわち各州県の農民軍の中から優秀な軍人を選び、王京へ3年交代で番上させ王京の保勝・精勇に配属した。王京の保勝・精勇の任務は、扈駕儀衛・外国使臣送迎・都城巡検であった。彼らの軍人田は、田柴科軍人田とは異なり、自らが所有する民田を軍人田として認定し、そこに設定された租税で軍役に必要な経費を自弁する方式であった。

二軍六衛、各州縣軍の規模を『高麗史』より整理すれば、表4及び表5の通りである。各州縣軍の保勝精勇は、都城の保勝精勇の番上交代要員である。一品は、軍役義務はあるが、それを果す経済力を有さず、力役で貢役を果たす農民である。州縣軍の戦力は、約5万人である。

辺境を守備する州鎮軍の兵力については『高麗史』巻83巻第三十七兵三北界及び東界に詳細記載されている。その員数を単純に計算すると北界39,870人、東界11,521人、合計51,391人である。城外の近隣部落に居住する屯田兵と推定される白丁は、2,240隊と隊のみの記載である。これについては洪元基が詳細な検討を行い、両界と白丁を合わせて88,000人と推定している¹¹。これを可とするならば、高麗の総合兵力は、大略14万人程度と推定される。

(2) 召募時代 (別武班)

府兵制度は、11代文宗代(1046-1083)の頃から崩壊の兆しを見せ始めた。『高麗史』兵志に「最近、権勢を有する者が兵役を逃れ、兵役は、貧窮の者に限られている。また役人は、軍人が衣食に窮乏しても労役を課す。そのために逃亡する軍人が多い」¹²とある。

表4. 都城警備の員数

二軍六衛	将領	上将軍 正三品	大將軍 從三品	將軍 正四品	中郎將 正五品	郎將 正六品	別將 正七品	散員 正八品	伍尉 正九品	隊正 品無	合計
鷹揚軍	1	1	1	1	2	2	2	3	20	40	69
龍虎軍	2	1	1	2	4	10	10	10	40	80	154
左右衛	保勝 10 精勇 3	1	1	13	26	65	65	65	260	520	1001
神虎衛	保勝 5 精勇 2	1	1	7	14	35	35	35	140	280	539
興威衛	保勝 7 精勇 5	1	1	12	24	60	60	60	240	480	924
金吾衛	精勇 6 役領 1	1	1	7	14	35	35	35	140	280	539
千牛衛	常領 1 海領 1	1	1	2	4	10	10	10	40	80	154
監門衛	1	1	1	1	2	5	5	5	20	40	77
合計	45 領	8	8	45	90	222	222	223	900	1800	3457

『高麗史』巻77巻第三十一 百官二西班 (志巻第三十五、兵一、靖宗11年5月、参照)

¹¹ 洪元基『高麗前期軍制研究』(혜안, 2001년) 141頁。

¹² 『高麗史』巻81志巻第三十五、兵一、文宗25年6月の条。

表5. 各州縣軍の員数

	保勝	精勇	一品	合計
交州道	133	2,224	1,527	3,884
楊廣道	2,482	4,749	5,005	12,236
慶尚道	2,627	4,811	5,702	13,140
全羅道	1,425	5,021	4,618	11,064
西海道	1,397	2,152	2,253	5,802
京畿	435	797	777	2,009
合計	8,499	19,754	19,882	48,135

『高麗史』卷83志卷三十七 兵三 州縣軍

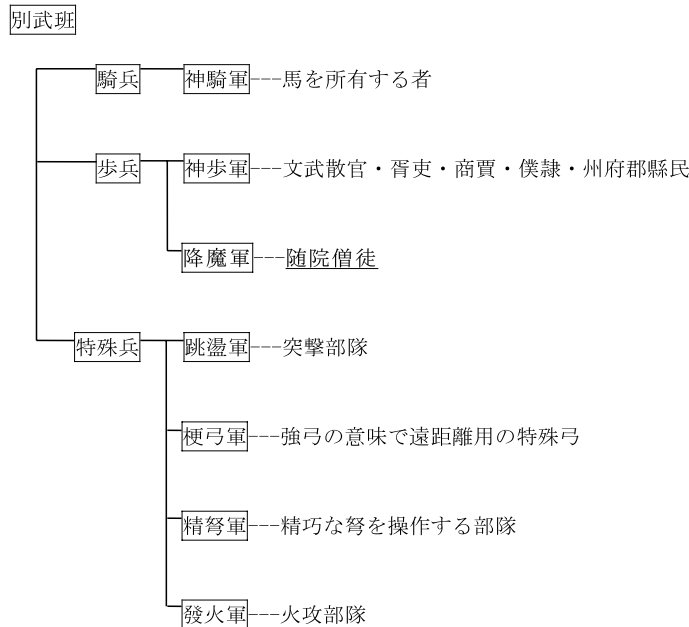
寺田は、免税であるため、貴族は、自分の土地を寺田とすることで課税を逃れ、一般農民は、過酷な課税や労役を避けるために、あるいは負債や生活窮乏などのために、自分の田を権勢家や寺院に寄託し、自らは小作人や奴婢となるものが多かった。

民田の収租権を前提に自弁で兵役義務を果たす高麗の府兵制度においては、兵役義務を全うできる経済力が必須要件である。その経済力を国家が担保できないということは、府兵制度を維持できないということである。この府兵制度の崩壊が進む過程で、北辺において女真族の侵略が盛んとなり、高麗軍がしばしば敗戦の憂き目を見たのである。そこで朝廷は、国民総動員制を実施し女真征伐軍（別武班）の編成を行った¹³。

(3) 私兵時代

12代明宗代(1170-1197)以後は、権臣たちが国命を握ったので、兵権が下に移され、優秀な将と勇敢な士卒が私家に所属し、国に寇賊が蔓延っても朝廷には一旅の兵士もいなかったという状況であった。私兵の最たるものは都房である。都房は、武人の首領が自衛の必要上設けたものである。明宗を廃して政権を握った崔忠献は、文武官・閑良軍卒を招致して六番の都房を造り自宅に宿衛させていた¹⁴と

表6. 女真征伐軍（別武班）の編成



¹³ 『高麗史』卷96列伝、尹瓘。

¹⁴ 内藤雋輔『朝鮮史研究』「高麗兵制管見」（東洋史研究会、1961年）203頁。

いう。私兵発生の背景をみると次の通りである。

- ①麗初以来の秩序が、土地制度の紊乱や瓦解及び豪族と寺院による土地併合が拡大していく中で、土地から遊離した農民は、生計の窮乏打開のため権門への投扱、奴婢身分への転落、草賊化、随院僧徒化せざるを得なかった。
- ②武人執権のような混乱した社会秩序の中で、僥倖を願う悪少輩や門客が多数発生、さらに家僮まで跋扈し、自身の身辺警護を目的とする権門と投合せざるを得なかった¹⁵。
- ③僧兵の構成要員である随院僧徒の多くは、実質的には寺院に寄宿している農民であった。彼らは寺院の所有土地を耕作して収穫量の中から一定分量を寺院に納め、残りは自分の財産として蓄積することができる佃戸のような存在であった¹⁶。
- ④僧兵は、降魔軍の如く一朝事あれば戦場へ出て行く場合もあるが、豪族の私兵同様、寺院自身の勢力維持発展と財産保全を図るために必要な私兵的存在でもあった¹⁷。

2. 僧侶の軍事活動と寺院勢力

(1) 僧侶の軍事活動

高麗は、936年の後三国統一後、993年の第一次、1010年の第二次、1018年の第三次と契丹の侵略に悩まされた。また1107年以降の女真族との戦い、1232年から1259年までの蒙古との戦いなど北狄との争いが絶えなかった。その間文宗代(1046-1083)以降、公田制度が瓦解をはじめ、これに伴って府兵制度が崩壊をはじめ、高麗王朝にとっては、僧兵が貴重な戦力となってきた。以下僧侶の軍事活動を『高麗史』から見てみたい。

①卷94列伝卷第七 智蔡文(1011年)

智蔡文は、思政と僧・法言及び兵士九千を引き連れ、林原駅南方で契丹軍と遭遇し、三千余を斬首したが、法言は戦死した。

②卷81志卷第三十五兵1兵制 肅宗9年(1104)12月の条

女真征伐のために別武班が設置された。別武班の構成員は、文武散官と胥吏、商人、奴婢、一般州府郡縣民、僧徒であった。別武班の中で僧徒によって編成された軍を降魔軍と称した。爾後国家が軍事を起こすたびに、諸寺の随院僧徒を徴発して諸軍へ配置し、常備的な性格となった。

③世家19明宗4年(1174)12月の条

明宗4年1月、重興寺の僧侶二千名が起兵し、李義方を殺そうとしたが撃退された。同年12月、鄭筠が僧侶・宗岳などを密誘して李義方を斬り、その一党を捕虜あるいは殺害して普濟寺に集まっていた。翌日明宗は、知奏事・李光挺、副承宣・文克謙を送り、僧徒達を慰諭した。

④卷81志卷第三十五兵1兵制 高宗3年(1215)10月の条

鄭叔膽を行榮元帥として丹賊を防ごうとし、僧徒を選んで兵士としたが数百名になった。

⑤卷127列伝卷四十叛逆一 李資謙

僧 義莊が玄化寺の僧三百餘人を引き連れて宮城の門外に至る。

⑥世家22高宗4年(1216)3月の条

丹賊6名が國淸寺へ乱入したが、僧侶達が1名を殺害した。

⑦世家22高宗4年(1216)5月の条

大將軍 池允深を忠淸道防禦使に任命して、道内兵と僧軍を動員して丹賊に備えた。

⑧列伝卷第十六 金允侯(1232)

蒙古の撒禮塔が處仁城を攻撃したとき、白峴院の僧 金允侯がこれを射殺した。

⑨世家24高宗41年(1254)10月の条

蒙古の將軍 車大羅が尚州山城を包圍し攻撃したとき、黄嶺寺の僧 洪之が敵の第四官人を射殺した。士卒の過半が戦死したが、敵は包圍を解いて撤退した。

⑩世家39恭愍王8年(1359)12月の条

紅賊が渡江して義州・静州・麟州を攻撃し西京を陥落させた。前僉議贊成事・權適が僧兵を率いて出陣した。

⑪卷133列伝 王卷第四十六 王元年(1375)9月の条

¹⁵『韓國史論7』林英正「麗末鮮初の私兵」(國史編纂委員会、1980年)32-34頁。

¹⁶『金載元博士回甲記念論叢』李基白「高麗別武班考」(乙酉文化社、1969年)45-46頁。

¹⁷『史学雑誌』第43編、旗田巍「高麗朝に於ける寺院經濟」(史学会、1932年)5ノ27頁。

諸寺院から戦馬各一匹ずつを徴発すると共に、田租を取り立てて軍費に充当した。

⑫卷81志卷第三十五兵 1兵制 辛禰3年(1377)3月の条

戦艦を造る僧徒を京山及び各道から徴発した。楊廣道は千人、交州・西海・平壤道は各五百人、京山は三百人であった。また万一僧徒で逃避する者があれば、必ず軍法に掛けることを命じた。

⑬卷81志卷第三十五兵 1兵制 辛禰4年(1378)4月の条

火桶放射軍を京外各寺に置くことを定め、大寺には3名、中寺には2名、小寺には1名を配置した。

⑭卷133列伝卷第四十六 禰王3年(1377)10月の条に「崔茂宣の建議で火桶都監を設置する」とある。また許善道によれば「崔茂宣が焰硝煮取術を習得し、火薬製造所をつくり“火桶都監”を設置し、自ら都監となった。黒色火薬の三要素は、焰硝・木炭・硫黄であり、焰硝の製法が一番の鍵であった。(中略)設置半年で火器発射の専門部隊と思われる火桶放射軍が、京外の各寺に編成された。これが火器実用化の端緒である」¹⁸という。

⑮卷137列伝卷第五十 辛禰14年(1388)4月の条

中外の僧徒を徴発して兵と為し、京畿兵を東西江に駐屯させ、倭寇に対備させた。以上を要するに、女真族来襲時の僧徒による降魔軍の編成、高宗代の契丹や蒙古侵入への僧兵動員、武臣乱時の僧兵起兵、寺院からの戦馬・軍費の徴発、火器実用化に伴う火桶放射軍の寺院への設置など、契丹撃退以降、農民の忌避逃亡による国軍の崩壊は、僧兵の国軍化を齎したといえるであろう。

(2) 寺院勢力

①度牒制度

『高麗史』世家靖宗2年(1036)5月の条に「四子ある者は一子の出家を許す」とあり、また世家文宗13年(1059)8月の条は「一家に三子ある者は、一子を十五歳で僧にすることを許す」と出家条件を緩めている。当時の出家数は、世家顯宗9年(1018)閏4月の条に「是月、僧三千二百餘人を度す」とあり、月当たりかなりの数が出家している。

高麗初期における僧侶は、国家管理下に置かれていたが、既述のとおり土地制度の崩壊に伴う農民の寺院流入が止まず、『高麗史』刑法志 忠肅王12年(1325)2月の条に「三子ある者は、剃髮して僧になすことを得ず。多子と雖も須らく官より度牒を得るべし」と文宗の定めた規定を廃止し、度牒を得ることを義務付けたことが記されている。さらに刑法志 恭愍王5年(1356)6月の条にも「自今度牒を受けずして私剃を得ず」と度牒を得ないで出家することを禁じている。

②飯僧から見る僧侶の数

飯僧とは、『仁王般若経』護国品に「頂生王が千人の王の頭を取り祀れば、天羅国の王になれるという占い師の言葉を信じ、千人目の王・普明王を捕らえようとした。普明王は“沙門に飯食をしたいので一日の余裕をくれ”と行って百の法師を招き百の高座を敷いて仁王経を誦誦し難を逃れた」¹⁹とあり、仁王道場や百高座などの後に、僧侶達に食事を供することである。『高麗史』に「飯僧及び齋僧」と記載されている箇所を調べてみると、世家顯宗9年5月17日の条に「戊寅飯僧十萬」とあるのが初見である。以下恭讓王まで調べ簡単な表にしたものが表7である。

表7. 飯僧の回数と員数

王と在位年	顯宗22年	徳宗3年	靖宗12年	文宗37年	順宗1年	宣宗11年	肅宗19年	睿宗17年	仁宗24年	毅宗18年	明宗27年	高宗46年	忠烈宗34年	忠宣王5年	忠肅王20年	忠穆王5年	恭愍王23年	恭讓王3年
回数	2	1	2	5	1	3	6	12	13	7	7	4	4	3	5	1	12	1
員数	11	3	2	11	3	9	7.3	32	36.2	15.3	17	6.2	0.5	1.5	0.8	0.4	1.2	0.1
回当	5.5	3	1	2.2	3	3	1.2	2.7	2.8	2.2	2.4	1.6	0.1	0.5	0.2	0.4	0.1	0.1
数無	0	0	0	4	0	3	1	3	2	13	3	0	3	3	2	0	8	0
計回	2	1	2	9	1	6	7	15	15	20	10	4	7	6	7	1	20	1

*員数単位は万人。数無は員数の記載がないもの。回当は1回当たり平均員数。計回=合計回数

¹⁸『歴史學報』第24輯、許善道「麗末鮮初 火器의 傳來斗發達」(歴史學會、1964年、所収)14-17頁。

¹⁹『昭和新聞 國譯大藏經』經典部第四卷(東方書院、1928年)251頁。

表7によれば、①飯僧の起源は、顯宗9年(1018)であり、その時の規模は10万人であった。それ以降は3万人規模が大多数である。しかし3万人の食事費用は膨大なものであったと推察される。②飯僧の回数・員数ともに睿宗・仁宗・毅宗三代がピークであり、睿宗と毅宗が毎年一回、仁宗が2年に一回の割合で百座道場の後に食事を供している。これは、契丹や女真族など北狄の侵入に対する撃退祈願の百座道場の回数増が影響したと考えられる。③1232年江華島に遷都した高宗以降からは激減している。

3. 僧侶の非軍事活動

高麗は、その地政学的立地から、継続的に契丹・女真・蒙古など北方民族の侵略を受け、戦争の止む時がなかった。そのようなとき高麗の僧侶達が、国を守るために武器を取って戦った軍事活動については、既に概観してきた通りであるが、諸法会道場を通じた護国活動も積極的に行われた。徐閔吉によれば、『高麗史』に記載された諸法会道場は、83種類1038回で、主たるものは、燃燈会157回、消災道場147回、八閔会115回、仁王道場(百高座)121回、消災道場93回、般若道場63回などとなっている²⁰。

表8は、北狄・倭寇の侵略が盛んであった国王時代の法会道場の設行実績の詳細である。徐閔吉によれば、摩利支天道場・帝釈道場・神衆道場・談禪法会は、契丹撃退のため、四天王道場・薬師道場・文豆婁道場は、女真族撃退のため、華嚴法会は、蒙古撃退のため、仁王道場・金光明経道場は、外敵退治のために設行されたという。またその思想的根拠は、仁王道場は『仏説仁王般若波羅密経』の護国品、金光明経道場は『金光明経』の四天王思想、帝釈道場・功德天道場・四天王道場は、天帝

表8. 国王別仏事一覧

国王名	在位年数	八閔会	燃燈会	華嚴法會	仁王道場	藏経	諱辰	金光明経	消災	般若	帝釈	文豆婁	仏頂	四天王	薬師	菩薩戒	雲雨	摩利支天	齋	他	合計
文宗	37	11	13	2	7	2		3	6	2	1	1				5		1	1	8	63
宣宗	11	5	2	1	5	2		4	2		1		1			2				4	29
肅宗	10	11	10	1	8	2	4	1	3	2	2		3			1		1	9	2	60
睿宗	17	7	10	1	12	1	2	4	8	6	2	2	5	1	2	7	2		5	12	89
仁宗	24	2	4	1	15	1		4	8	5	3		7			16			5	6	77
毅宗	24	18	21	3	8	1	1	1	7	2	3		1			8		1	9	11	95
明宗	27	11	15	1	13	5	1	11			6		6			6		3	13	4	95
高宗	46	14	26	37	21	1		2		44	3	2	7	1	1	6	1	1	1	16	184
元宗	15	2	10	1	8	1		4	24				7			4			2	10	73
合計		81	111	48	97	16	8	34	58	61	21	5	37	2	3	55	3	7	45	73	755

『仏教学報』第十四輯 徐閔吉「高麗의 護国会會와 道場」(東國大学校佛教文化研究所 1977年) 3-14頁のデータを整理解表したものである。

²⁰ 『仏教学報』第十四輯、徐閔吉「高麗의 護国会會와 道場」(東國大学校佛教文化研究所、1977年、所収) 91-102頁。

釋思想、華嚴法会は、華嚴經である²¹。

以上高麗時代の軍制について見て来たが、これを要するに、高麗の六衛制度は、農民所有の民田の収租権を農民に還元し、その還元税で兵役義務に必要な経費を自弁させることを前提としている。すなわち国家が農民の経済力を担保する反対給付として自弁による兵役義務を要求しているわけである。したがって兵役義務を遂行できる経済力の担保がなくなると、必然的に六衛制度は崩壊することとなる。この六衛制度の崩壊の兆しは、文宗朝に現れ始めた。そのため女真族の侵入に際しては、別武班を編成し国家総動員体制で対応した。明宗以後は、権臣たちが国命を握ったので兵権が下に移され、優秀な将と勇敢な士卒が私家に所属し、国に寇賊が蔓延しても朝廷には一旅の兵士もいなかったという状況になった。一方寺院については、王族貴族から田地を喜捨され、また一般農民は、過酷な課税や労役、あるいは負債や生活窮乏のため、自分の田を寺院に寄贈し自らは小作人や奴婢となるものが多かった。このようにして寺院が所有する土地は増大し、そこから得られる膨大な農作物は、寺院経済の拡大を齎し寺院富裕化の要因となった。富裕化に伴い寺院は、寺院自身の勢力維持発展や財産保全のために僧兵の増強を図った。しかしこの僧軍は、降魔軍の如く一朝事あれば、木魚を劔に持ち替えて戦場へ出て行く国軍でもあった。

次章では、高麗の僧軍に受け継がれた新羅の護国仏教精神は、どのようにして朝鮮時代に伝承されたかを検証してみたい。

Ⅲ. 朝鮮前期の軍制と僧軍

1. 朝鮮前期の軍制

(1) 朝鮮初期の中央軍編成

朝鮮初期の軍制は、中央軍と地方軍に区分される。中央軍は、国王の侍衛と首都の警備・防衛を担当し、時によっては辺境防衛の任務も遂行する精鋭であった。地方軍は、一定地域の警備・防衛を受け持つ農民兵であった。

『朝鮮実録』太祖元年7月28日の条に「下記の10衛を置く。1衛毎に、中領・左領・右領・前領・後領の5領を置く。各領は、將軍1、中郎將3、郎將6、別將6、散員8、尉20、正40をもって構成する」とある。これを表にまとめたのが表9である。朝鮮王朝開創当時の府兵総数は、高麗時代の府兵総数3,457名より693名増加して4,150名である。これは朝鮮初期の文武班全体4690人²²の85%に該当する。

表9. 中央軍組織

	将 官			府 兵						府兵計	
	上 將軍	大 將軍	都護八 衛 將 軍	將軍	中郎將	郎將	別將	散員	校尉		隊正
	正3品	從3品	正3品	從4品	5品	6品	7品	8品	正9品		從9品
義興親軍左衛	1	2	2	5	15	30	30	40	100	200	415
義興親軍右衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
鷹揚衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
金吾衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
左右衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
神虎衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
興威衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
備巡衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
千牛衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
監門衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
合計	10	20	2	50	150	300	300	400	1,000	2,000	4,150

²¹ 徐閔吉、前掲書、107-111頁。

(2) 私兵の廃止

①家別抄の廃止

高麗の王建が、建国当初まず手掛けたことは、豪族の私兵の処置であったように、李成桂にとっても宗親・勳臣及び各地豪族の私兵を如何に帰属せしめるかが大きな課題であった。性急に私兵の公兵化を図った鄭道傳は、第一次、第二次王子の乱によって失脚した。しかし王権を握った三代太宗は、自ら即座に私兵革罷を実施した。権近が上疏し「留京する各道の節制使を悉く罷免し、京外の軍馬を全て三軍府へ移管し公家の兵とし、国権を重くして人心の安寧を図るべきである。両殿の宿衛を除いて私門の宿直を禁止し、出仕時の兵器帯同を禁止し、家に兵器を隠し持たないこと」を請うた²³。当時の代表的な私兵は、太祖の親軍、王子・勳臣の侍衛軍である家別抄であった。州郡から番上宿衛する家別抄は、宗親・勳臣が任命されていた留京節制使の統率下にあった。太宗は、留京節制使を革罷し家別抄の壊滅を図ったのである。

②宮中甲士の廃止

定宗が東宮に抱えていた甲士及び武器を三軍府へ移管することが決定された²⁴。さらに太宗の即位年(1400)12月に甲士2,000人を復活し、1,000人を諸衛の職に充当し、一年交代で勤務する正式府兵とした²⁵。これらの改編は、甲士の私兵的性格をなくすることを試図したが、甲士は、外甲士と王宮で輪番する内甲士とがあり、内甲士の府兵化には若干時間を要した。太宗10年5月、「甲士宿衛下番之法」が制定され²⁶、①3,000人の定員のうち、2,000人を留京し、1,000人を帰郷させた。すなわち「居常宿衛之士」から「番上兵」へ変更し、私田分給対象外とした。②「軍士取才方式」すなわち試験を実施し、自願者の門戸開放を行い、工商賤隷にも機会を与えた。③主業務は、中門外での把守とした。

(3) 宮中警備の強化

①別司禁の設置

『朝鮮実録』太祖3年(1394)7月11日の条に「改車沙兀 爲司禁」とある。また太宗元年(1401)6月に「始め、別司禁の黄緑などが朱杖で群衆を排除していた時、誤って左政丞・金士衡を打ってしまった。別司禁・黄緑などの罪を請う」²⁷とある。別司禁は、太宗元年には既に設置されており、国王の外出時の扈従を勤めていたことがわかる。

②別侍衛の設置

太宗は、定宗2年(1400)12月に即位するや、宮官業務と宿衛業務を兼ねていた司楯・司衣1,300人を廃止した。宮官業務については、司楯の業務を別牌朝士で代替させ、司衣の業務を内侍向上で代替させた。また三軍府内に新しく「別侍衛」を創設し、残る宿衛業務を移管した。別侍衛には閑良子弟の中から武才の優れた者を選び3組に分けて宿直させ、王の左右を警護させた²⁸。

③鷹揚衛の設置

『朝鮮実録』太宗4年(1404)8月28日の条に「始置鷹揚衛四番」とある。また太宗6年2月に司憲府からの冗官合理化上疏の中に「宮中宿衛を担当する成衆愛馬²⁹としては、別侍衛と別司禁があり、鷹揚衛は、革罷可能である」³⁰と鷹揚衛の廃止を要請している。

④内禁衛及び内侍衛の設置

『朝鮮実録』太宗7年(1407)10月21日の条に「改内上直 爲内禁衛」とある。太宗9年(1409)6月に「40人/番の内侍衛を3番、三軍府に設置した」³¹とある。また「扈従の法を見直せ」という王の指示には、兵曹から「内禁衛・内侍衛・別侍衛の入直する者は大駕の前に立ち、出直する者は大駕の後に立

²² 『朝鮮実録』定宗2年4月6日の条。

²³ 『朝鮮実録』定宗2年4月6日の条。

²⁴ 『朝鮮実録』定宗2年6月20日の条。

²⁵ 『朝鮮実録』定宗2年12月1日の条。

²⁶ 『朝鮮実録』太宗10年5月12日の条。

²⁷ 『朝鮮実録』太宗元年6月14日の条。

²⁸ 『朝鮮実録』太宗即位年12月19日の条。

²⁹ 「愛馬」は蒙古語で「部隊」の意味である。高麗時代に「宿衛近侍の任に従事する者」の意で使用された。成衆・愛馬と夫々単独で使用されることもある。内藤雋輔『朝鮮史研究』(東洋史研究会、1961年)243-255頁、参照。

³⁰ 『朝鮮実録』太宗6年2月5日の条。

³¹ 『朝鮮実録』太宗9年6月9日の条。

つようにする」と定めたとある³²。これから察するに、内禁衛及び内侍衛は、別侍衛と同じく国王警護の職であると思われる。

以上を要するに、王宮の緊急事態への対応体制という課題に対して、太宗は、別侍衛・鷹揚衛・別司禁など成衆愛馬と内禁衛・内侍衛の5隊体制からなる国王警護体制を構築した。これら国王警護班は、①閑良子弟の中から武芸に優れて強壯な者を選抜した少数精鋭部隊であったこと②中軍に所属して甲士とは指揮命令系統を異にしていたこと³³③給料兵であったことなど身分上及び指揮命令系統において、甲士とは区別された存在であった。

(4) 国軍常備体制の崩壊

①八道の軍籍作成

太祖は、高麗末期に戸籍が毀損し不公平な徴発が行われ、その結果良民の忌避逃亡が激しかったことに鑑み³⁴、八道の正確な軍籍を製作した³⁵。また太宗は、地方の宿衛軍を放還して農業に専念させるようにし、有事にはこれらを臨時徴発して武芸の優れた者は、府兵とし国王の侍衛に万全を期することを命じている³⁶。すなわち番上農民兵の番上を停止して国王の侍衛は府兵に専任させようとした。これ以外にも朝鮮初期には、各道の侍衛軍士を放還営農させようとする官僚達の主張が多く上奏された³⁷。

しかし世祖代(1455-1468)に入り農民壮丁の全てが軍役者として登録された結果、軍額が顕著に増加するようになった。しかし軍役は、各郡縣別に一定額が割り当てられたため、社会分化が激しくなるほど現地に残っている農民が二重三重の負担を強いられることとなった。農民の役事忌避逃亡が始まった時期である。

②受田制の崩壊

5品以下の武官で軍田を付与され、京城に番上して宮廷の宿衛に当る府兵が次第に変貌してきた。太宗9年(1409)7月、議政府が「軍田を受けた者は、皆、年老いて役に立たず、軍人として任務に就いている者は、全て田地を貰っていない者である。願はくば、各道の軍田を全部軍資に当て、国でその租税を取り立て水軍に給してほしい」³⁸と上奏している。まさに「軍田は存するが、兵士は存せず」という状況が露呈されている。

世宗7年(1425)6月、議政府が「受田者は、百日に一度上京し宿直する以外は、それぞれ京城や地方で生業を営みのんびりと生活している。それに引き換え田地を貰っていない者達は、毎月一日に上京し宿直しているため生業に支障を来している。今後は四ヶ月に一度にしたい」³⁹と建議している。このように受田散官の居京侍衛は形骸化され、収租地分給を前提とした軍役制度は事実上解体した。

③貢納制度の弊害

貢納制度とは、その地方の特産物を納める制度である。しかしその地方に産しない物品の特産物として指定されることもあった。そのため胥吏や商人に貢物を先納させ、のちにその代価を農民から受け取る防納が流行した。その結果貢物防納商人と胥吏とが結託して不正を働き数倍の価格を農民から徴収する構造が平常化した。

『朝鮮実録』明宗元年(1546)12月9日の条に「臣が全羅道にいた時、鶉鴿の肉を葉にしているので、全羅道の海辺の七村が順番で進上していると聞きました。当初鶉鴿が獲れたか否かは不明ですが今は獲れません。一年に一羽進上するとしても、この地方では獲れないので価格が高いのです。進上する番になると、お金を徴収して平安道の産地へ行って買います。また京の商人が持っていれば、先に納めて村でお金を徴収します。平安道は、この鳥をたくさん産し毎年進上しています。京の商人は、先納して利を得るといいます」と記載されている⁴⁰。貢納制度を利用して、中央の権勢家と商人が各地の守令と結託し不正を働き、農民を苦しめている事実が明らかにされている。

³² 『朝鮮実録』太宗9年6月9日の条。

³³ 『朝鮮実録』太宗14年6月27日の条。

³⁴ 『朝鮮実録』太祖3年8月2日の条。

³⁵ 『朝鮮実録』太祖2年5月26日の条。

³⁶ 『朝鮮実録』太宗2年2月28日の条。

³⁷ 『朝鮮実録』太宗6年5月28日の条。

³⁸ 『朝鮮実録』太宗9年7月19日の条。

³⁹ 『朝鮮実録』世宗7年6月23日の条。

⁴⁰ 『朝鮮実録』明宗元年12月9日の条。

④放軍収布

『朝鮮実録』で「放軍収布」の語が初見されるのは、成宗5年(1474)10月3日の条である⁴¹。すなわち「萬戸達が軍布を取り立て、軍事を免除して自分の利益にしているので官員を派遣し糾弾したい」とある。成宗代初には、早くも放軍収布による代立、本人の役事免除が行われていたことがわかる。放軍収布が一般化すると共に、国家常備体制は次第に形骸化していくこととなる。

⑤姜沆が見た国軍

当時の国軍の状態がどのようであったかを、文禄慶長の役で藤堂高虎軍の捕虜となった正三品・姜沆が『看羊録』に次のように記載している。「臣此に伏して見るに我國は士を素養せず、民を素教せず、壬辰以來急に農民を驅り集めて戦陣に赴かしめ、而かも稍材力あり恒産あるものは賄賂を以て免かるを得、貧民の聊頼する所なきもの獨り征伐に従はしめらる。加之に將に常卒なく、卒に常帥なきを以て、一邑の民は、一半は巡察使に屬し、一半は節度使に屬し、一卒の身にして朝は巡察使に屬し、暮は都元帥に隸し、將卒は屢々易はりて軍紀を嚴にする暇なく、統制ならず、体裁治らず。是の如き制度を以て如何に死地に馳驟せしめて敵人の死命を制するを得むや⁴²と。まさに姜沆が言う通り、このような国軍の兵士が命を賭して国を守るであろうか。

次に高麗時代に活躍した僧軍の動向について検証して見たい。

2. 僧侶の非軍事活動

表10は、『朝鮮実録』から抽出した工事別の僧徒動員実態である。太宗代までは役丁不足の補充として、食糧自弁で僧軍を動員した。世宗代前半からは食糧を給付し、後半からは役事した無度牒僧に度牒を付与している。それ以後は、度牒付与を前提として動員している。成宗23年2月3日に、度牒発給停止となると、号牌と名称を変更して僧侶身分を付与している。

太宗代は、崇儒抑仏策が取られていたとはいえ、国家の管理のもとで、僧試は実施され、僧録司による教団と僧侶管理が徹底されていたため、僧徒は、行賞がなくても自弁で労役に従事したと思われる。しかし次第に抑仏政策が強化されると共に、僧徒は、労役忌避を行い、朝廷も僧徒数の把握が困難となり、行賞を付与しないと動員が難しくなってきたことは、成宗14年10月4日の条で「僧徒は山谷深く隠れ住んでいるが、守令が探し出せるのか」と成宗が下問していることから明らかである。

3. 僧侶の軍事活動

(1) 乙卯倭変

国軍常備体制の崩壊が進行していた明宗10年(1555)5月、国軍常備体制の形骸化を露呈し、儒臣を驚愕させる乙卯倭変が勃発した。国軍常備体制が崩壊したことを熟知していた儒臣達は、僧を総動員する僧軍推刷定軍を企図した。

明宗10年(1555)5月16日、駁啓で「5月11日に倭船70隻が達梁浦及び梨津浦に来寇した」との報が

表10. 朝鮮前期僧軍の主要労役

朝鮮実録	工事名	動員僧数(人)	理由	行賞
太宗 1. 5. 21	釋王寺西の宮	50	役丁補充	(記載なし)
太宗 12. 2. 15	行廊造成	500	役丁補充	(記載なし)
太宗 12. 7. 7	行廊造成	1000	役丁補充	(記載なし)
太宗 13. 2. 6	行廊造成	500	役丁補充	(記載なし)
太宗 14. 7. 21	行廊造成	600	水軍補充	(記載なし)
世宗 14. 11. 12	大平館新築		官軍補充	食糧付与
世宗 15. 2. 15	大平館新築	1000	官軍補充	日に三食給す
世宗 19. 8. 1	興天寺新築			食糧給付
世宗 20. 2. 19	興天寺修理	600		度牒と食糧給付
成宗 14. 8. 21	宮殿修理	2000	修理を急ぐ	度牒
成宗 14. 10. 4	宮殿修理		水軍の代替	度牒
中宗 31. 2. 6	犬項津堤防	1800	水軍の代替	号牌
中宗 31. 5. 14	新川築堤	1034		号牌
明宗 3. 4. 4	釜山浦築堤	600		号牌

⁴¹ 『朝鮮実録』成宗5年10月3日の条。

⁴² 姜沆著『看羊録』(朝鮮研究会、1911年)15頁。

朝廷に届いた⁴³。引き続き5月18日に「5月13日に遼寧城が落城し、節度使・元積と長興府使・韓蘊が戦死し、靈岩郡守が捕虜となった」旨の駆啓が到着した⁴⁴。司諫院は、18日急ぎ対策案として「食料と軍隊を十分に整えることが最上であるが、各村の倉庫はすでに枯渇し、若い農民は、すべて僧になってしまった。僅に残っている軍卒は、飢餓に疲れ優秀な将帥でもどうすることも出来ない。諸山の強壯な僧を選んで僧軍を造りたい」と僧侶の推刷定軍を上疏した⁴⁵。これに対して明宗は「僧達が逃亡離散してしまう」と許可しなかったが、5月20日に「司諫院の意見に従い、全羅道と清洪道からまず選び、他の道は、成り行きをみてから実施しなさい。但し陵寢寺の僧は選んではならない」と妥協案を提示し⁴⁶、僧軍推刷定軍が決定した。無度牒僧に対する度牒停止は、成宗23年2月3日に行われており、無度牒僧は、すでに還俗し軍へ編入されている。今回はじめて全羅道清洪道二道ではあるが、度牒僧についても動員を実施することとしたのである。

(2) 壬辰倭乱（文禄慶長の役）

朝鮮初期の国軍常備体制が崩壊し、乙卯倭乱で外敵に抗する手段を有さず成すがままであった朝鮮朝は、時を経ずして起きた壬乱（文禄の役）において、豊臣軍によって上陸後僅か3週間で京城を占領されてしまった。この国難時の義僧活動を『朝鮮実録』から抽出整理してみたい。

① 休静（西山大師・清虚大師）

- (ア) 朝廷が、休静を呼び僧兵を募集させたところ数千余名が集まった。休静の弟子の義嚴を摠攝とし、僧兵を統率させ元帥傘下に配属した。
- (イ) 休静が、檄文を全国に送り僧に決起を促すと、弟子である関東の惟政と湖南の處英は、夫々僧兵を集め数千名とした。（以上宣祖修正実録 25.7.1）
- (ウ) 敵の首級を挙げた者には禪科を給することを条件に休静に僧兵を集めさせた。（宣祖 26.7.20）
- (エ) 休静に命じて年齢の若い僧兵数百人を城内に集め火炮を教えることとした。黄海道・平安道・江原道の僧兵が夫々数十名ずつ食糧持参で到着し、銃や刀槍などの技芸を学んでいる。（宣祖 27.3.28）

休静決起の様相については、『再造藩邦志』に次のように記載されている。「清虚禪師 休静は、妙香山中で義僧軍を決起した。大師は、僧尼達が西山大師と尊称する人であった。行実が高く、律法が厳しく、釈典に通曉して、詩翰に才能があり、朝廷の士大夫とも親密で、高弟とその弟子達が全国に多く存した。ここに至り大師は、剣を取り門徒千五百人を引き連れて行在地に赴き王に謁見した。王が“国難がかくの如くであるのに、未だ救うものがない”というとき、大師は涙しながら“臣は既に、国内にいる仏徒の中で老いた者や病気で動けない者には、彼らがいる所で香を焚き、仏の助力を祈禱するように命じました。また元気な者は、全て召集し連れて参りました。臣達は、例え俗人でもなくとも、この国で生れ、王の恩育を受けております。どうして国のため、君のために死を惜しむでしょうか。赤誠忠節を尽そうと思えます”と奉答した。この言葉を聞いた王は、大いに嘉賞し“一國都大禪師 八道禪教都總攝 扶宗樹教普濟登階尊者”の号を下賜した。大師は、僧軍を順安の法興寺に進め、檄文を八道寺利に送ったので、勇猛な僧侶は皆決起した。⁴⁷」

② 惟政（四溟堂・松雲大師）

- 惟政についての記述箇所は、100を超えているが、その中から若干取り上げてみたい。
- (ア) 惟政は、胆力と知恵があり、何度も倭人の陣地へ使者として赴いた。（修正実録 25.7.1）
 - (イ) 惟政の軍は、他と比較できないほど勇敢である。
 - (ウ) 倭敵の首級を挙げ、船を奪ったので、功勞に従い厚く賞された。（以上宣祖 26.9.8）
 - (エ) 惟政の軍で首級を挙げた者には、すぐ禪科の度牒を与えること。（宣祖 26.9.9）
 - (オ) 惟政は、宣寧に駐屯しながら近所に麦を蒔き軍糧に備えた。（宣祖 27.2.20）
 - (カ) 惟政は、長い間軍列にいて、倭陣にも2度出入りした。彼の功勞に報いるために、正三品武官の僉知を除受したい。（宣祖 27.11.1）
 - (キ) 惟政は、将帥として使える男である。

⁴³ 『朝鮮実録』明宗10年5月16日の条。

⁴⁴ 『朝鮮実録』明宗10年5月18日の条。

⁴⁵ 『朝鮮実録』明宗10年5月18日の条。

⁴⁶ 『朝鮮実録』明宗10年5月20日の条。

⁴⁷ 申旻用『再造藩邦志』巻2（国立晋州博物館、2002年）216-218頁。

(ク) 惟政は、嶺南出身なので嶺南に派遣し、元帥の指揮下に入れて、僧軍を担当させることがよい。

(ケ) 禅科の帖を惟政から与えるようにすれば、部下は惟政の言うことを聞くであろう。

(コ) 惟政は国事に忠実なので手厚く処遇しなければならない。(以上宣祖 29.12.5)

(サ) 惟政が去る 8 月 20 日に対馬へ渡ったが、消息がない。(宣祖 37.12.13)

惟政の逸話は多々あるが、その中から ①休静の檄文を読んで呼応したこと ②加藤清正陣に出向いたこと ③日本へ渡り徳川家康と会見したことなどの逸話を紹介しておく。

まず『再造藩邦志』に「休静の檄文が山中に届くや惟政は、これを仏卓の上に広げ僧侶達を呼び、読んで聞かせると、血涙が流れ落ちてやまなかった。惟政が促すと山中にいる僧侶七百余名が決起し西へ向い、平壤に着くころにはその数が千余名になっていた」⁴⁸と書かれている。

次に『芝峰類説』には「惟政は、壬辰倭乱の後に義僧の将帥になって、嶺南に陣を構えた。加藤清正が惟政に会うことを要求した。惟政が倭兵の陣へ入って行くと、敵兵が数里の道に並び、槍と刀を襖のように立てていた。しかし惟政は、恐れる気配もなく清正と会い静かに話をして笑った。清正が惟政をみて“貴国には宝物があるのか”と聞いた。惟政は“我国には財宝はなく、ただ貴殿の首を財宝としている”と答えた。清正は“何を言っているのか”というのと、惟政は“我国では貴殿の首が千斤の金と万戸の村に値する。それが財宝でなくしてなんであろうか”といった。清正は、大笑いした」⁴⁹とある。

慶長 9 年(1604)、惟政(松雲大師)が日本の和睦の意思を確認するため来日したとき、徳川家康と面会した経緯が『通航一覽』に記載されている。

「慶長 9 年、朝鮮の松雲大師が対馬に来て宗義智に逢い、日本に和睦の意思があれば江戸へ行き朝鮮王の趣を述べたい。またその意思がないのであれば、対馬から即刻帰国すると伝えてきた。宗義智は、彼を対馬に滞在させ、江戸へその旨を伝えたと、徳川家康から“来年秀忠と共に上洛するので、そのとき京都で朝鮮の使者と会おう”という返事があった。宗義智は、松雲大師を同道して 12 月 27 日上洛し本法寺で越年、翌慶長 10 年 3 月 4 日伏見城で徳川家康と面会した」⁵⁰とあり、惟政の活躍ぶりが窺える。

③ 靈圭

(ア) 公州牧使が義僧・靈圭とその僧軍を引き連れ、趙憲を助けに来たので、趙憲は兵力を合せて清州城西門へ肉薄した。

(イ) 靈圭が、趙憲と共に錦山城で玉砕する。(以上修正実録 25.8.1)

④ 信悦

(ア) 慶尚右道の摠攝・信悦は、各寺院の位田に麦を蒔いて兵糧とした。

(イ) 信悦の僧兵は、皆壯丁で耕種した余暇に火砲を練習した。(以上宣祖 27.2.20)

⑤ 處英

(ア) 處英の僧軍に要衝である南原城の修築を任せた。(宣祖 27.7.19)

⑥ 見牛

(ア) 月溪山城の城下に摠攝・見牛を居住させ、屯田官・李貞吉と共に農作物を栽培させ兵糧とし、城を少しずつ修理することとした。(宣祖 28.6.12)

⑦ 義嚴

(ア) 娑娑山城内に都摠攝・義嚴が家建て城下に屯田を開拓した。また農作物を栽培しながら城壁の修築を行っている。(宣祖 28.6.12)

(イ) 娑娑城は、義嚴に守らせているが、軍糧武器兵士を多数準備して支給しなさい。

(ウ) 禅科の帖を義嚴から与えるようにすれば、部下は義嚴の言うことを聞くであろう。

(エ) 義嚴は、国事に忠実なので手厚く処遇しなければならない。(以上宣祖 29.12.5)

⑧ 義能

『朝鮮実録』には記載がないが、李舜臣水軍の義僧・義能について、梁銀容が次のように論じている。「僧軍が果たした功績は、李舜臣の効率的な作戦と僧将を軸とした僧軍自体の充実した綱紀が合致

⁴⁸ 前掲書、218頁。

⁴⁹ 『世界思想教養全集・續10』南晩星訳「芝峰類説・下」外道部(乙酉文化社、1982年)391-392頁。

⁵⁰ 林樵『通航一覽』巻27(清文堂出版社、1967年、復刻)316-317頁。

したために可能であったのであろう。護国を最善の護法とみるとき死は義である。そして死を超越した修行僧で編成された突撃隊の役割は、李舜臣戦史の神話を創出する大きな要因となった⁵¹。都將・義能が率いる突撃義僧水軍は、李舜臣の直轄部隊であった。

以上を要するに、朝鮮初期の軍制は、中央軍と地方軍に区分される。中央軍は、府兵と呼ばれる5品以下の精鋭で編成され、国王の侍衛と首都の警備・防衛を主担当とし、時によっては辺方防衛の任務も遂行する軍隊であった。地方軍は、農民兵を主体とし、両界を含めた一定地域の警備・防衛を受け持つ軍隊であった。朝鮮初期には、八道の正確な軍籍を造ることによって、不公平な軍役徴発とそれに伴う忌避逃亡を防止し、軍人を放還して農業に専念させるなど富国中心の政策が取られた。

しかし時が経つに連れて戸籍及び土地台帳による定額徴発や、貢納制度の弊害などによる農民の忌避逃亡が日常茶飯事となったこと並びに受田散官の居京侍衛の形骸化及び放軍収布による代立制度の普及などによって、朝鮮王朝の国軍常備体制は、明宗代以前に崩壊してしまった。

明宗10年に乙卯倭変が勃発し、軍備の疏虚化を露呈した儒臣は、征討軍の編成に着手したが、軍籍は有名無実であり、倉庫には軍糧がない状況であった。儒臣は、蔑視していた僧軍の力を利用せざるを得なかった。ここに無度牒僧、度牒僧関係なくすべての僧を動員する推刷定軍を実施した。時を経ずして起きた壬辰倭乱においても国難を救ったのは義僧軍であった。

結び

576年に結成された新羅の花郎制度が、軌道に乗っていないことを懸念した真平王は、中国留学から帰国した圓光法師に花郎制度の再建を命じた。圓光法師は、花郎を彌勒の下生とし花郎徒を龍華香徒と準えて、花郎を通じて尽忠報国・勇壯義烈の戦士を養成し三国統一を果たした。しかし平和な時代の到来と共に護国的仏教は後退し、干天降雨・病気快癒などの消災祈願や極楽浄土祈願などが前面に出て、王族・貴族の寺院に対する喜捨が増え新羅滅亡の原因ともなった。

高麗時代に入ると、太祖・王建の「国家統一は、諸仏の護衛の力によって達成された」という国家神補説が高麗全期に亘って存在し、仏教は、国家によって保護され隆盛を極めた。高麗仏教活動は、本来の仏教活動と軍事活動の両面にわたって活発に行われた。僧侶本来の役目である非軍事的活動では、王朝が護国安民の最勝法文として偏重していた『仁王般若波羅密經』の護国品の教えの如く、仁王道場をはじめとする護国安民・外敵撃退祈願の法会を活発に行った。一方僧侶の軍事活動面では、当初寺院の勢力維持拡大および財産保全が主目的で作られた私兵としての僧軍が、女真族来襲時の僧徒による降魔軍の編成、契丹蒙古侵入への僧軍動員、武臣乱時の僧兵起兵、さらには寺院からの戦馬・軍費の徴発、火薬実用化に伴う火桶放射軍の寺院への設置など、国軍の崩壊以降国軍化傾向が顕著となった。

朝鮮時代の仏教は「仏教衰退の歴史」であった。しかし禅教両宗を完全に廃止し、僧科制度も破棄した中宗までの100年は、緩やかな仏教規制であった。さらに中宗後の明宗代には生母・文定大妃の摂政時代の15年間、再び両宗及び僧科の復活がなされ、一時的ではあるが仏教中興期を迎えた。その中興期に現れたのが西山大師であった。韓半島では、新羅時代から壬辰乱（文祿の役）開戦前夜まで護国仏教が生き続けていたのであった。平常時には護国安民を願って祈祷し、国に一朝ことあれば、木魚を劔に持ち替えて出陣し、国のために命を賭して戦うという新羅護国仏教の教えが脈々として韓半島において継承され、「護国を最善の護法とみるとき、死は義である」といって戦場に散った義僧は、まさしく新羅武士と言わずして何であったろうか。朴正熙は、新羅武士道を継承した韓半島の護国仏教の真髓を西山大師に見たのであった。

⁵¹ 『韓国宗教』19輯 梁銀容「壬辰倭亂과 湖南의 佛教義僧軍」(円光大学校研究所、1994年) 4-11頁。

